

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

<地域の人口構造>

湖南市年齢別人口割合及び産業別就業割合

14 歳以下 7,004 人 12.8%	15～64 歳 33,544 人 61.5%	65 歳以上 14,005 人 25.7%
----------------------------	------------------------------	-----------------------------

第 1 次 364 人 1.4%	第 2 次 11,312 人 43.3%	第 3 次 14,478 人 55.4%
------------------------	----------------------------	----------------------------

資料) 市統計資料、令和 2 年国勢調査結果 (総務省統計局)

<産業構造>

本市は、古くからの農業地であり、東海道が整備された時代では石部宿や水口宿との取引が行われていた。昭和 43 年に県内最大級の内陸工業団地の湖南工業団地が整備された後、複数の工業団地が整備され、第 2 次産業が産業別従業者数で 43.3% を占め、全国や滋賀県の割合を大きく上回り、とりわけ製造業を中心とした産業集積を特徴としている。〔令和 2 年国勢調査〕

また、近江下田焼、近江一閑張、近江木綿正藍染といった、県指定を含む伝統的工芸品があり、今日に至るまで傳承がなされている。

さらに、本市には鈴鹿山麓を源とする良質な伏流水があり、これを活かした酒造りにおいても 2 つの酒蔵・蔵元に電灯が受け継がれている。

なお、高い技術力・競争力を有する国内有数の食料品製造企業や野洲川をはさんで南北に 2 大研究農場が立地していることから、これらの地域資源を活かし、6 次産業化を含む地元農業の強化に取り組んでいるところである。

<中小企業者の実態>

滋賀県は、中小企業の数が全体の 99.8% を占め、中小企業の従業者数の割合は全国に比べ上回っている。〔中小企業白書 2021 年版 (平成 28 年経済センサスー活動調査)〕

中でも、商工会の組織状況をみると、本市の商工業者数、小規模事業者数は県の平均を大きく上回り、製造業はもとより、小売業、飲食・宿泊業等、分野を問わず盛ん

に事業活動が展開されている。〔市内部資料〕

以上のことから、本市が更なる経済成長を実現するためには、とりわけ中小企業等に対する供給面の対策を講じて潜在成長率を引き上げていく必要があり、生産性を高める投資として、先端設備等の導入を積極果敢に促進していく必要がある。

（２）目標

本市では、加工組立産業群への部品・部材供給を中心とした製造業等の集積があり、また、様々な歴史や文化を背景として、農業関連のインフラや商業における伝統産業、地域特産品等の地域資源を活用した幅広い産業が育まれている。

これらを踏まえ、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現することを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の商工業者数、小規模事業者数は共に多く、製造業、小売業、飲食・宿泊業等、分野を問わず盛んに事業活動が展開されており、本市が更なる経済成長を実現するためには、生産性を高める投資として、広く先端設備等の導入を促進していく必要があるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から太陽光発電設備については、自己の工場や事業所（常時勤務する従業員がいる工場等に限る。）の敷地内に設置し、かつ、その発電電力を、直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもののみとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

昭和43年に整備された県内最大の内陸工業団地である湖南工業団地をはじめ、市内各地に複数の工業団地が整備されている他、名神高速竜王IC、国道1号、国道8号とのアクセスも良いことから、市内全域にわたり中小企業等が立地しているため、市内全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

本市の商工業者数、小規模事業者数は共に多く、業種及び事業面においても、製造業、小売業、飲食・宿泊業等、分野を問わず盛んに事業活動が展開されているため、全ての業種及び事業等を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。